

第6章 公共交通のネットワーク

1 立地適正化計画における公共交通ネットワークの役割

多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進するためには、拠点間を結ぶ都市の骨格となる公共交通ネットワークの確保や、居住誘導区域内に居住する人々の都市機能への交通アクセスを確保・充実、公共交通軸と連携した魅力的な空間形成を図る必要があるため、地域公共交通計画等との整合を図りつつ、交通事業者等の多様な関係者との連携のもと、居住の誘導のために講ずべき公共交通の確保・充実に関する施策を周辺まちづくりと一体的に検討し、立地適正化計画において、都市の骨格となる公共交通軸を即地的・具体的に位置づけ、これと併せて、公共交通、徒歩、自転車等に関する交通施設の整備等に関する事項も含め、公共交通の確保・充実に支える拠点整備等に係る取組を一体的かつ具体的に記載することが望ましいとされています。（都市計画運用指針）

このため、本計画では、「第3章 立地の適正化に関する基本的な方針 3 都市の骨格構造」に都市の骨格となる公共交通軸を設定するとともに、交通事業者等の関係者と連携のもと、公共交通、徒歩、自転車等に関する交通施設の整備等について総合的に検討し、居住の誘導のために講ずべき公共交通の確保等の施策を記載することとします。

2 基本的な考え方

公共交通に関する事項については、本計画と「第3章 立地の適正化に関する基本的な方針 3 都市の骨格構造」で設定した都市の骨格となる公共交通軸に関し、交通事業者等の関係者と連携のもと、公共交通、徒歩、自転車等に関する交通施設の整備等について総合的に検討し、居住の誘導のために講ずべき公共交通の確保等の施策を記載するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定される「小牧市地域公共交通計画（令和7年（2025年）2月策定）」において、以下の方針を踏まえ、検討を行うこととします。

3 公共交通ネットワークの方針

広域的な公共交通ネットワークを形成する路線として、本市と名古屋方面や隣接市の鉄道駅等とを結ぶ路線を広域幹線と市内の公共交通ネットワークを形成する路線として、拠点間や居住エリアと各拠点とを結ぶ路線を生活交通路線として位置づけることとします。